

# 令和7年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和7年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信業務

## 2. 業務の目的

介護分野の有効求人倍率は、全国的に見ても、他産業に比べ高い状態で推移しており、慢性的な人材不足状態が続いている。今後、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、大阪府では、2026年には、約2万4千人の介護職員が不足すると推計しており、若い世代の参入を促進するための明確なインセンティブを作りだすことは、将来に向けての安定的かつ継続的な人材確保を進めていく上で、重要度が高くなっている。

しかし、若年層は、核家族化等により、高齢者との関わりが減少していることから、介護に対する関心が低く、仕事内容の具体的なイメージができず、また、介護に対するマイナスイメージがあること等から、就きたい職業として介護職が選択されていない。

そのため、府内の小学生や中学生、また、その進路選択に影響力をもつ保護者が、介護職の仕事内容を具体的にイメージできるよう魅力発信を行い、興味・関心を高めることで、将来に向けて安定的かつ継続的な介護人材の確保を図ることを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火曜日）まで

## 4. 委託上限額

6,850,000円（消費税及び地方消費税含む）※本事業を履行するすべての経費を含む

## 5. 業務内容及び企画提案を求める事項

### （1）介護職・介護業務の魅力発信

#### 【業務内容】

以下の対象者が、介護職・介護業務に興味を持つように、業務内容（2）とも連動させながら介護職・介護業務の魅力を発信すること。

ただし、対象者に限らず、介護に興味・関心が薄い一般府民の参加が期待でき、介護に関して正しく理解し、介護に関する具体的なイメージ及び興味・関心を持たせるためのイベント等を1回以上実施すること。

#### （主な対象者）

- ・府内の小学生、中学生
- ・小学生や中学生を子どもに持つ親 等

#### 【提案を求める事項】

ターゲットに合わせた具体的な実施内容、実施手法、実施スケジュール

なお、イベント等については参加目標人数記載のうえ、具体的な実施内容・手法（周知方法も含む）、実施スケジュールを提案すること

業務遂行にあたり「参加者全員に〇〇を配布」「参加者の中から抽選で〇名に〇〇割引券をプレゼント」のような手法は用いないこと。

※上記のような手法は「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）」第2条第3項に規定される「景品類」に該当する場合があるため。

## (2) YouTube チャンネルの効果的な広報手法、管理・運営

### 【業務内容】

YouTube チャンネル（大阪府 介護にキュン♡チャンネル）の広報、管理・運営

### 【提案を求める事項】

既存動画等も活用した今までに試みていない効果的な広報手法、及び実施スケジュール

## (3) 効果検証

### 【業務内容】

具体的な KPI（業務毎のプロセスと数値目標）を設定すること。業務の効果検証を実施すること。

なお、イベント等の効果測定については、アンケートを必ず実施し、効果検証すること。

### 【提案を求める事項】

目標達成に向けた具体的な KPI（業務ごとのプロセスと数値目標）、業務効果の分析・検証手法

## 6. 企画提案にあたっての留意事項

- ・業務内容 1において、イベント以外の提案を妨げるものではない。
- ・小学校や中学校へ訪問して実施する出前講座等は学校側と調整が必要であり、必ず実施できる取組みではないため、それらの取組みを企画提案内容としないこと。
- ・府内の小学生・中学生や学校宛てにチラシ等の配布については、各関係機関との調整が必要であるため、各学校への送付を行う際には、相応の調整期間を確保した上で実施すること。  
ただし、調整する時間が確保できない場合は、送付できない場合もあり得る。

### （参考）

市町村立小学校：府内 961 校 在学者数 395,702 人

公立中学校：府内 451 校 在学者数 191,952 人

- ・チラシ作成等にかかる経費を積算に入れる場合は、予備数も含めて余裕を持った積算を行うこと。
- ・特設サイト等を作成する場合は、単年度事業であることを踏まえて作成すること。
- ・別紙 1「過去の取組一覧」を参照すること。動画を作成する場合は、魅力発信のアプローチ方法を変更するなど、類似内容は提案しないこと。目標達成に向けて最も効果的な取組みを提案すること。

## 7. 本業務実施にあたっての留意事項

### (1) 個人情報等の取扱い

- ・受注者は、本業務で知りえたいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。
- ・本事業で入手した個人情報を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

### (2) 著作権

- ・本業務に係る全ての成果品の著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、府に帰属する。
- ・受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。
- ・受注者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合に

は、当該紛争等の原因が専ら大阪府の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 業務実施体制

- ・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要な人員を配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(4) その他

- ・受注者は、業務の実施に際して常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。  
また、大阪府は、受託者に対して隨時、業務の報告を求めることができる。
- ・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は大阪府と協議し、大阪府の承認を得るものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に大阪府と受託者が協議の上、決定する。

## 8. 業務完了後大阪府へ提出するもの

(1) 提出物

- ① 実績報告書
- ② チラシ、動画等の各種電子データ
- ③ その他大阪府が指定するもの

(2) 納品場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館8階  
大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ